

令和8年4月30日

各 位

福島縣商工信用組合

理事長 須佐真子

業務改善計画の進捗状況について

当組合は、令和7年3月7日付で東北財務局より業務改善命令を受けており、令和7年4月7日に「業務改善計画書」を東北財務局に提出しております。

今般、「業務改善計画書」における改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況（令和8年3月末基準）を東北財務局に報告いたしましたのでお知らせいたします。

改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況は別紙記載のとおりです。

当組合では、引き続き全役職員をあげて経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢の強化・充実を中心とした改善・再発防止に取組み、お客さまをはじめ組合員の皆さま、地域の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

総務部：電話 024-991-1824

受付時間：平日午前9時～午後5時

業務改善計画の進捗状況について

(2026年3月31日現在)
福島県商工信用組合

はじめに

- 当組合は、令和7年3月7日付で東北財務局より業務改善命令を受けました。
- 当組合では、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、健全かつ適切な業務運営を確保するため、業務改善計画に基づき、経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢を強化・充実し、信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。
- 業務改善計画を着実に推し進めるため、業務全般における課題や問題点を洗い出し、抜本的な経営管理態勢の改善を進めるとともに、牽制機能の強化を図ってまいります。
- また、外部有識者等の知見も取り入れ、経営管理、組合運営の改善計画に生かし、当組合の経営・業務の改革を進めてまいり所存です。
- 不祥事件発覚時より行ってまいりました余件調査につきまして、調査が完了いたしました。着服先（お客さまからの資金受入日と入金日が相違しているもの）と立替先（事故者自身の資金によりお客さまの口座へ入金したもの）が併せて30先、932,401円判明しました。ご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。
なお、お客さまに新たに弁済を要する事案はございませんでした。

業務改善計画の概要

① 経営責任の所在の明確化

P 4

② 経営管理態勢の確立

P 5

③ 法令等遵守態勢の確立

P 9

④ 内部管理態勢の確立

P14

⑤ 監査機能の実効性の確保

P16

⑥ 不祥事件対応の抜本的な見直し

P18

① 一連の不祥事件の隠蔽及び理事長自身による法令等遵守意識が欠如した行為等に関する経営責任の所在の明確化

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
<p>・旧経営陣の処分</p>	<p>○旧経営陣に対して、一連の不祥事件の隠蔽を理由に役員退職慰労金の自主返納を依頼。 <依頼内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前理事長：役員退職慰労金支払額の20% ・前専務理事(2名)：役員退職慰労金支払額の5% ・前常務理事(2名)：役員退職慰労金支払額の5% ・前常勤理事(監査部長)：役員退職慰労金支払額の10% ・前常勤理事(3名)：役員退職慰労金支払額の1～3% ・前常勤監事：役員退職慰労金支払額の5% <p>▶一部未納となっていた前理事長及び前常務理事は令和8年2月に全額返納。これにより、前専務理事(1名)及び前常勤理事(監査部長)以外からは返納済。前専務理事(1名)は一部返納済、前常勤理事(監査部長)は全額未納。理事会において当該事案に関して従前よりの協議に加え、再度、関係者の証言及び未納者の主張について検証を行い、自主返納に向けた協議を継続。</p> <p>令和7年11月に公表した不祥事件の経営責任については、本不祥事件発覚に伴う預金の落ち込みや出資の脱退等組合への影響を検討した結果、追加での自主返納は求めず。(令和8年3月)</p>
<p>・現経営陣の処分</p>	<p>○旧経営陣による一連の不祥事件の隠蔽及び理事長自身による法令等遵守意識が欠如した行為等について、当組合の法令等遵守態勢に重大な問題があることを厳粛に受け止め、関係役員の経営責任の所在を明確にするため、現経営陣は役員報酬の自主返納を実施。(令和7年3月)</p> <p><返納内容>理事長：報酬全額×6ヵ月、専務理事：報酬の40%×3ヵ月、その他の理事・監事：報酬の30%×3ヵ月</p> <p>○令和7年に新たに発覚した2件の不祥事件の経営責任の所在を明確にするため、役員報酬の減額を実施。(令和8年3月)</p> <p><返納内容>理事長：報酬の20%×1ヵ月、専務理事・常務理事：報酬の10%×1ヵ月、その他の理事・監事：報酬の5%～3%×1ヵ月</p>

② 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立 (理事相互間の監視・牽制や当局への正確な報告の実施を含む) (1)

主な施策	これまでの取組み (主な進捗状況)
<ul style="list-style-type: none"> ・理事会規程の一部を改定 (法令等遵守態勢に関する重要な事項を明記) 	<p>○前経営陣による理事会は、議決機関としての運営に重きが置かれており、理事会において不祥事件が一切報告されず、不祥事件隠蔽に繋がったことから、理事会等の機能強化のため、理事会規程の一部改定について、令和7年4月の理事会で承認。</p> <p>主な改定内容として、理事会は適正な業務執行を担保するため、業務執行自体を監視・監督する役割を担っている旨、また、決議事項に監査に関する重要な事項、法令等遵守態勢に関する重要な事項等を明記。</p> <p>また、内部監査計画や不祥事件対応を理事会決議事項とし、監査・法令遵守について常に議題化。(令和7年4月)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・理事を外部から招聘 ・法令等遵守やリスク管理等経営上の問題に対して適切な意思決定が行われるよう理事会等の機能を強化 	<p>○令和7年6月の総代会において外部から招聘した常勤理事2名を含めた新役員を選任。東邦銀行常務取締役を経験した招聘者が、今回新設したコンプライアンス・リスク統括部の部長職を兼任しながら営業店事務を所管する事務部の担当理事を担うことで、コンプライアンス管理態勢の強化及び内部管理態勢の強化を実施。また、上部組織である全国信用協同組合連合会からの招聘者が、当局との円滑な報告連絡態勢を図る目的で新設した総合調整部の部長職を兼任しながら第3線である監査部の担当理事を担うことで、上部組織との連携及び内部監査態勢の強化を実施。(令和7年6月)</p>

② 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立 (理事相互間の監視・牽制や当局への正確な報告の実施を含む) (2)

主な施策	これまでの取組み (主な進捗状況)
<ul style="list-style-type: none"> ・理事会への外部有識者の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部有識者より理事会において総代候補者推薦に対する客観的な意見がなされる等、理事会における理事相互間の監視や牽制機能についての提言を享受。(令和7年6月) ○外部有識者による理事会の実効性を高める施策(役員へのアンケート)の実施。(令和7年8月) ○外部有識者より理事会等の機能強化を図る目的で行われた調査結果について報告を受領。本報告書において、理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立に関し、以下の点に懸念があるとの指摘あり。(令和7年11月) <ol style="list-style-type: none"> ① 理事長と他の常勤理事・監事との関係性(反対意見の言いやすさ) ② 理事長に対する「忖度」 ③ 前経営陣(特に前理事長)に対する遠慮や忖度 ④ 非常勤役員の独立性の確保 ⑤ 常勤監事による監督機能の強化 ⑥ 理事会での議論を通じた監督機能の強化 ⑦ 非常勤役員への情報共有 ⑧ ガバナンスや第三者の目線を意識した対応 ▶外部有識者からの指摘項目について、理事長への忖度が根付いている現状を踏まえ、ステークホルダーの目線を意識して業務にあたることを役員間で共有。新たに制定を目指す「経営ガバナンス規程」に指名・報酬委員会の設置や非常勤役員の独立性判断基準を定める方針。また、理事会規程を改正し、審議事項を新たに設け、議論の活性化につなげる取り組みを行う等、経営管理態勢の改善に取り組中。(令和8年3月)
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤理事会の開催頻度の増加 ・常勤理事会議事録の非常勤理事及び非常勤監事への開示 ・常勤理事会議事録作成にあたっては、発言内容を漏れなく議事録に記載するよう徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○常務会(現常勤理事会)議事録の非常勤理事及び非常勤監事への開示を令和7年5月の理事会より実施。常務会を令和7年6月に「常勤理事会」に改称し、運営方法の変更や重要事項の審議報告事項を整備。令和7年7月の理事会において、常勤理事会の一層の機能発揮のため「常勤理事会規程」を改定。 ○令和7年8月の理事会より、常勤理事会の議事録については、「常勤理事会に関する報告」として総務部の報告事項として説明を実施。 ○総務部は常勤理事会の議事録作成にあたり、議題以外の発言内容も漏れなく議事録に記載し、出席した役員の確認を実施。(令和8年1月)

② 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立 (理事相互間の監視・牽制や当局への正確な報告の実施を含む) (3)

主な施策	これまでの取組み (主な進捗状況)
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の内部監査部門に精通した専門家を交え、監事監査実施要領の一部を改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関の内部監査部門に精通した外部専門家と監事監査実施要領について協議を実施。(令和7年6月) ○令和7年8月に監事監査実施要領を改定。令和7年9月以降の監事監査では、改定した同要領に基づき、理事の職務執行状況の適正な監査を実施。(令和7年9月) ○令和7年12月、監事会の開催頻度に関して、監事会規程の一部改正を実施。監事会の機能強化を図るため1カ月に1回の開催に変更。 ○令和8年1月より、毎月監事会は内部監査部門から監査状況等の報告を受けるとし、内部監査の適切性や理事等の不正リスクを確認する体制を開始。
<ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報の開示として、業務改善計画の履行状況について当組合ホームページに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員並びに地域の皆さまに対して経営状況の透明化を図る観点から、改善実施状況を定期的に公表する方針を策定。(令和7年6月) ○令和7年7月より四半期ごとに改善・再発防止の取組状況を当組合ホームページに公表。 ○外部有識者による当組合の経営に係るフィードバック内容を公表。今後も定期的に外部有識者による評価を実施予定。(令和8年1月)
<ul style="list-style-type: none"> 牽制機能の強化を図るため、執行部による合議体制を構築 理事会に上程する議案及び報告事項について、事前に審議・報告することを徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○常勤理事会は原則週1回開催し、必要に応じ臨時開催。 令和7年7月以降の新体制による常勤理事会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会より、理事会に上程する議案及び報告事項について事前に審議・報告を実施。(令和7年7月) ○理事長決裁のうち重要事項について、常勤理事会の審議を経て理事長決裁とする等、合議による決裁を定めた「決裁規程」の改正を実施。(令和8年3月) ▶今後も、毎週の常勤理事会開催や月次の定例会議の開催、会議での事前の審議・報告により合議体制の継続を実施。

② 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立 (理事相互間の監視・牽制や当局への正確な報告の実施を含む) (4)

主な施策	これまでの取組み (主な進捗状況)
<ul style="list-style-type: none"> 常勤役員相互間の監視・牽制機能を発揮できる態勢に取り組むとともに、理事長が単独で役職員の人事異動や人事評価を決定できない態勢、及び理事長の在任期間の長期化による弊害及び権力の集中・固定化を防止する態勢を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○理事会の諮問機関としての指名・報酬委員会の設置、又は指名・報酬委員会設置以外の有効な態勢の有無並びに報酬決定のプロセス等及び理事長を含めた理事及び監事の在任期間や定年並びに理事の同一担当業務の年数制限について議論を予定。 役職員の人事異動発令、職員の昇給・昇任・任免などの役職員の処遇に関する事項については、理事長決裁から常勤理事会審議事項とするよう、決裁規程の改定についても議論予定。(令和7年12月) ○指名・報酬委員会に関する事項及び役員(理事及び監事)に関する事項を盛り込んだ「経営ガバナンス規程」について審議。役員に関する事項では、役員の通算在任期間の年数制限及び定年、理事長の通算在任期間の年数制限、常勤理事の担当部の継続年数制限等について記載。報酬に関する事項では、報酬に係る公平性、客観性、透明性の確保等の観点から、理事会の諮問機関としての指名・報酬委員会の設置について記載(継続審議)。 人事関連の理事長決裁事項のうち、職員の異動、人事評価等を踏まえた職員の昇給・昇任・任免などの職員の処遇に関する事項については、常勤理事会の審議を要することとするよう決裁規程を改正。(令和8年3月)
<ul style="list-style-type: none"> 業務改善計画の着実な履行に向けた取組状況について報告を求める仕組みを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○旧経営陣への責任追及において、交渉担当役員からの報告が適時適切になされていないこと及びそれに対して役員から指摘がなされなかったため、取組に遅延が生じたことを踏まえ、業務改善計画等の進捗状況の管理を行うため、「業務改善計画等進捗管理表」を令和8年1月に制定し、同月より常勤理事会・理事会に報告及び進捗状況を管理。

③ 全組合的な法令等遵守態勢の確立（コンプライアンス軽視の企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）（1）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
<ul style="list-style-type: none"> これまで以上に、理事長のトップメッセージを定期的に役職員へ発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年6月、理事長は職員を参集しトップメッセージを発信。 ○令和7年11月、理事長は令和7年9月及び11月に公表した不祥事件を踏まえ、動画視聴形式によるトップメッセージを発信。 ▶今後も理事長のトップメッセージを定期的に全役職員へ発信予定。
<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムの全面的な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年4月の理事会において、令和6年度下期コンプライアンス・プログラム活動実績について計画に基づいて実施されたことを報告し、併せて令和7年度コンプライアンス・プログラム計画について決議。 ○令和7年7月の理事会において、令和7年度コンプライアンス・プログラムを改正し、業務改善計画書における改善策をプログラムに追加。 ○令和7年9月の理事会において、コンプライアンス・マニュアルにコンプライアンス態勢上重要な項目を追加。 ○令和7年度のコンプライアンス・プログラム進捗状況を総括の上、役職員の法令等遵守意識の向上を目的として、対話形式でのコンプライアンス勉強会等の継続実施、余件調査において課題と認識した個人情報管理態勢の構築等を新たな施策とした令和8年度コンプライアンス・プログラムを策定。（令和8年3月）
<ul style="list-style-type: none"> 法令等遵守態勢の強化・充実のため専担部署としてコンプライアンス統括部（仮称）を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年5月の理事会で承認を受け、令和7年6月に組織庶務規程の改定を行い、コンプライアンス・リスク統括部を新設。 ○「コンプライアンス委員会規程」を改正し、新体制での初回コンプライアンス委員会を令和7年7月に開催。7月以降、月次で開催。 ○コンプライアンス委員会の議事内容について、翌月の理事会で議事録をもとに委員会で意見があったこと等を中心に報告。（令和7年8月） ▶今後もコンプライアンス委員会議事内容について、翌月の理事会で議事録をもとに委員会での意見等を中心に報告実施。

③ 全組合的な法令等遵守態勢の確立（コンプライアンス軽視の企業風土の改善を含む役員職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）（2）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス教本と当組合の規程及び要領等の読み合わせの実施 ・外部講師による全役職員向けコンプライアンス研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度コンプライアンス・プログラムに基づき、令和7年5月より毎週火曜日に各店舗で「規程要領の読み合わせ」を実施し、コンプライアンス・リスク統括部は毎月、各店舗から読み合わせでの意見を取りまとめた進捗管理表の提出を受け、運用状況を確認するとともに、主な意見、気付き事項をとりまとめ、常勤役員に回覧。 ○全部店で毎週火曜日に「規程・要領」の読み合わせ、毎週金曜日に「コンプライアンス教本」の読み合わせを実施。全職員を対象としたコンプライアンス研修を、外部有識者を講師として、ハラスメントをテーマにWEBで開催。（令和7年12月） ○当組合のこれまでの不祥事件を題材としたコンプライアンス勉強会を各営業店及び本部において、職員との対話形式で実施。（令和8年3月）
<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス管理委員会による再発防止策の進捗状況の理事会報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○再発防止策の進捗状況について、令和7年5月から所管部が再発防止策の定着状況を加味した評価（十分、一部不十分、不十分）を行い、コンプライアンス管理委員会で内容を確認したうえで、理事会に報告。 ○不祥事件再発防止策進捗状況について、令和7年7月以降、毎月コンプライアンス委員会へ報告。コンプライアンス委員会の議事内容について、翌月の理事会で報告。（令和7年7月） ○不祥事件の再発防止策取組状況について、令和8年2月に体制面の整備が完了。

③ 全組合的な法令等遵守態勢の確立（コンプライアンス軽視の企業風土の改善を含む役員職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）（3）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長と全職員のlonlミーティングを実施 ・ 毎月、所属長と職員の個人面談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年4月より所属長と職員の面談を毎月実施。令和7年6月より、所属長又は次席者等が面談を行い、報告された面談結果についてコンプライアンス・リスク統括部で気付事項を中心に関連部と情報共有し、改善へ取組み。 ○ 全職員を対象としたアンケートを実施し、様々な意見を聴取。（令和7年8月） ○ 理事長と全職員lonlミーティングを令和7年11月から実施。本ミーティングで出された職員からの意見・要望事項等について、常勤役員で共有し改善へ取組み。 ○ 職員アンケート結果及びlonlミーティングで出された意見・要望を踏まえ、今後の取組方針を検討し職員へ伝達予定（令和8年3月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務リスク管理要領の見直しを行い、現場で発生した事務規程・要領等に反する問題事象全てを「事務ミス等」として捉え、本部に報告する体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重大な規程違反や顧客への影響（不利益・被害等）が大きな事案等を事務事故、取引オペレーションに関するもの等を事務ミスとし、これらを併せて事務事故等としてリスク管理委員会へ報告することにより、事務事故等が経営陣に適切に報告される体制となるよう事務リスク管理要領の見直しを検討。（令和7年6月） ○ 事務リスク管理規程を改定し、毎月リスク管理委員会へ自主検査結果について報告することを追加。（令和7年9月） ○ 軽微なミスであっても、不祥事の発端となりうるため事務事故等として報告することを目的に、事務リスク管理要領を事務事故等報告管理要領として改定。（令和7年9月） ○ 軽微なミスであっても事務事故等として報告を受けその結果をとりまとめ、自主検査結果とともにリスク管理委員会へ毎月報告。（令和7年10月） ○ 正確な事務、適切な検印、報告体制の重要性について、WEBでの研修を実施。（令和8年2月） 毎月事務連絡により、事務事故等事例、留意事項等について注意喚起を実施。（令和8年3月） ▶ 今後も事務リスクについて、リスク管理委員会へ毎月報告。事務事故等の事例について事務連絡により注意を喚起。

③ 全組合的な法令等遵守態勢の確立（コンプライアンス軽視の企業風土の改善を含む役員職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）（4）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒運用基準の見直し、処分の厳格化 	<ul style="list-style-type: none"> ○懲戒制度の明確化、処分の厳格化による不祥事件の抑止強化、組織態勢の公平性や信頼性の確保を目的として、懲戒運用基準の見直しを検討。（令和7年6月） ○令和7年9月の理事会において就業規則の懲戒の項目を改定し、懲戒種類の変更を行う等、就業規則における懲戒項目の記載を拡充。 ○全職員対象コンプライアンス研修で懲戒の種類及び方法、懲戒の事由、懲戒解雇の事由について全職員に対し内容説明を実施。（令和7年10月） ▶ 今後は厳格な処分がなされることを知らしめることにより、不祥事件の再発防止・抑止強化を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報規程の見直し（通報窓口の変更）の実施 ・不祥事件、不正行為、違反行為に関しては、過去の事案であっても通報窓口で報告しなければならない取扱いとするよう「コンプライアンス報告規程」を改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年4月のコンプライアンス管理委員会において、外部有識者を新たな内部通報窓口（ホットライン）とすることを協議。 ○令和7年8月の理事会において、内部通報制度をコンプライアンス報告制度に変更し、「コンプライアンス報告規程」・「コンプライアンス報告受付取扱要領」を制定。コンプライアンス報告では報告対象にハラスメント行為を追加、また、コンプライアンス違反行為の報告を役職員の義務とし、外部受付窓口の弁護士を新たに選任。 ○全職員を対象に、コンプライアンス報告制度のWEB説明会を令和7年9月に実施。 ○令和8年2月の理事会で、不祥事件改善対応策として「コンプライアンス報告規程」及び「コンプライアンス報告受付取扱要領」を改正。

③ 全組合的な法令等遵守態勢の確立（コンプライアンス軽視の企業風土の改善を含む役員職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）（5）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな人事評価制度の導入 ・新たに人事ローテーション要領（仮称）の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○人事評価制度について業績・成果評価、プロセス評価、態度・行動評価を含む「営業店職員人事評価制度要領」を令和7年5月に制定。 ○人事ローテーション要領を令和7年9月に制定。原則として5年を超えて同一部署同一業務に従事することがないよう異動等を実施予定。 ○第1回目の営業店職員人事評価を実施するも、係別集計結果では偏りが見られる等問題点があり、評価シートの見直しを実施。 人事ローテーションについては、原則として5年を超えて同一部署同一業務に従事することがないよう異動等を令和8年4月に実施（3月に発令）。異動不可職員の一部については監査部による特定監査を予定。（令和8年3月）
<ul style="list-style-type: none"> ・法令等遵守態勢の確立に取り組んでいるなか不祥事件の発生を踏まえ、法令等遵守意識の醸成徹底に全役職員一同全力での取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員対象としたコンプライアンス・マニュアル改定の勉強会をWEBにより開催。不祥事件の定義、不祥事件への対応等マニュアルに追加した内容について重点的に説明。（令和7年10月） ○協同組織金融機関のガバナンスをどうすべきかというテーマで、役員コンプライアンス研修を開催。（令和7年12月） ○コンプライアンス・リスク統括部は不祥事件の勉強会を各営業店及び本部において、職員との対話形式で令和8年1月から3月にかけて実施。（令和8年3月）
<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとに無記名式の「コンプライアンスに係る自己申告チェックリスト」を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンス・リスク統括部は、令和7年12月に役職員全員を対象とした事務連絡「令和7年度コンプライアンスに係る自己申告チェックリストについて（3回目）」を发出し、この中で業務上のプレッシャーに関するチェック項目及び業務上の虚偽の報告の有無に係るチェック項目を設定。 ○コンプライアンス・リスク統括部は、令和8年1月のコンプライアンス委員会で「令和7年度コンプライアンスに係る自己申告チェックリストの実施報告について」を報告。「過度なプレッシャーを感じることはありませんか。」とのチェック項目の回答内容については、常勤役員及び関連部で情報を共有し、総務部人事課によるアフターフォローを実施。

④ 内部管理態勢の確立（厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立）（Ⅰ）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
<p>1. 自主検査の分析・相互牽制態勢の確立</p> <p>・リスク管理委員会へ自主検査結果の報告による情報共有</p>	<p>○令和7年7月からリスク管理委員会へ自主検査結果について報告。リスク管理委員会において自主検査が適切に行われているかを検証し、改善が必要な場合には各所管部へ事務指導、規程等の見直しを行う体制を構築。</p>
<p>・第二線（事務部を中心）による臨店事務指導の強化</p>	<p>○事務リスク管理要領に基づき、令和7年5月から6月にかけて営業店全店の臨店事務検証を実施。令和7年6月に、事務ミス等の事例、臨店事務検証の結果、自主検査の検証等について、全店の検印席・営業係を対象にWEBで研修を実施。</p> <p>○今年度二巡目の臨店事務検証として、令和7年9月から12月にかけて10店舗の臨店事務検証を実施。臨店事務検証や事務事故等の結果をとりまとめ事務連絡で注意喚起するとともに、リスク管理委員会へ報告。（令和7年12月）</p> <p>○令和8年1月に3店舗の臨店事務検証を実施。正確な事務、適切な検印、報告体制などの重要性について、令和8年2月のWEB研修を通じて意識を醸成。</p>
<p>・部店長を含めた役席者の研修</p>	<p>○全店の検印席・営業係を対象に、令和7年6月にWEBで研修実施。今後も半期ごとに継続して研修を実施予定。</p> <p>○部店長対象に、自主検査の結果、事務事故等の事例などについて説明し、適切な事務処理及び牽制機能態勢を強化することを目的に、令和7年8月に集合研修を実施。</p> <p>○臨店事務検証時に、部店長に対し、適切な事務処理の徹底及び相互牽制が有効に機能するよう指導実施。（令和7年12月）</p> <p>○部店長を対象に、事務事故等の事例、臨店事務検証などについて説明し、適切な事務処理及び牽制機能態勢を強化することを目的に、令和8年2月に集合研修を実施。</p>

④ 内部管理態勢の確立（厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立）（2）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
<ul style="list-style-type: none"> ・事務管理態勢の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○保証会社5社、8商品についての債権書類など必要書類の徴求もれを防ぐため、保証会社付ローン書類確認事務取扱要領を令和8年2月に制定。事務連絡にて、制定と事務注意点を通知、また、融資上級研修内にて本取扱要領の説明を実施。 ▶今後審査部が臨店審査時に実行前債権書類のチェック体制について確認予定。
<ul style="list-style-type: none"> 2. 自主検査の充実・強化 ・自主検査マニュアルの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部専門家の指導のもと、不祥事件や事務事故防止の観点から、検査項目・検査手法等の見直しを含む自主検査マニュアルの改定を予定。（令和7年6月） ○令和7年11月自主検査マニュアルを改正、12月より適用開始。
<ul style="list-style-type: none"> ・監査部による自主検査の有効性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度内部監査実施計画に基づき、令和7年6月より臨店監査を開始。 臨店監査時には、自主検査結果について、本部への報告内容との相違がないかを確認することにより、自主検査の有効性検証を実施。併せて、自主検査結果と同様の不備が発生した場合には、評価の減点対象とし、営業店における再発防止の意識付けを実施。 ○令和7年度内部監査実施計画に基づき、7月から10月にかけて12店舗の臨店監査を実施。これにより令和7年度臨店監査は、全13店舗について実施完了。（令和7年10月） ○令和8年度の監査実施計画の策定を行い、令和8年3月の理事会で決議。

⑤ 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保（Ⅰ）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
Ⅰ．内部監査の機能充実 ・外部専門家を交えた監査項目の見直し	○外部専門家との協議を重ね、監査項目を令和6年度125項目から令和7年度316項目へと細分化。監査項目の細分化により、監査の実効性を確保。 内部監査マニュアルを令和7年5月に改定。改定した内部監査マニュアルに基づき、臨店監査を実施。
・事後監査の実施	○令和7年12月に、本年度臨店監査において勧告事項又は注意事項があった店舗(評点下位4店舗)について実施。 ○令和8年2月・3月に、事後監査の一環として各営業店のATM監査を実施。(令和8年3月)
・特定監査の実施	○本部及び営業店の事務取扱状況を踏まえて、特定のテーマ・事象に特化した監査項目を選定して監査計画に盛り込み、抜き打ちで監査を実施する方針で検討。(令和7年6月) ○今後、人事ローテーション要領に定める異動不可職員の一部に対する特定監査を実施予定。(令和8年3月)
・本部監査の充実	○本部監査について、外部専門家との協議の下、令和7年度下期に内部監査マニュアルを改定予定。(令和7年6月) ○外部専門家の助言を受け、「内部監査マニュアル 別紙監査事項チェック表(本部監査)」を改定。(令和7年10月) ○改定した「内部監査マニュアル 別紙 監査事項チェック表(本部監査)」に基づき、本部監査を実施。(令和8年2月)

⑤ 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保（2）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
2. 監査結果等報告態勢の徹底 ・報告態勢の整備	○令和7年6月の組織変更により監査部が理事会直轄の部署となったことを踏まえ、監査部の内部監査実施状況について、月次で理事会に報告する態勢へ変更。 ○内部監査実施状況の理事会への報告頻度改正について、内部監査方針、内部監査規程、内部監査要領の改定案を協議し、令和7年10月の理事会にて承認。
・常勤監事との連携の強化	○臨店監査最終日の講評時に、監査部は常勤監事立ち合いのもと臨店監査結果を発表、不備事項・問題点については、監事と情報を共有し、改善に向け適切に連携。（令和7年6月） ○令和7年10月の理事会で、一部改定について承認を得た内部監査規程等に、監事との一層の連携についての規定を追加。また、常勤監事の都合により、臨店監査講評時に立ち合いができなかった店舗については、後日、常勤監事は監査部長より臨店監査の結果や、不備事項・問題点について報告を受け、情報を共有。
・監査部職員の知識養成の習得	○令和7年6月から令和8年3月にかけて、監査部職員が外部専門家による「内部監査講座」（基礎編）、「内部監査講座」（実践編）研修を受講。（令和8年3月）

⑥ 不祥事件及び不祥事件が疑われる事案発覚後の対応の抜本的な見直し（経営トップの独断による隠蔽を防止する態勢の構築を含む）（1）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
<ul style="list-style-type: none"> 不祥事件及び不祥事件が疑われる事案発覚後の対応の抜本的な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年6月に新たにコンプライアンス・リスク統括部を新設し、コンプライアンスの有識者を外部より招聘。不祥事件（不祥事件が疑われる事案を含む）の所管部署をコンプライアンス・リスク統括部とし、監査部は不祥事件の調査に特化させ、牽制・抑止する体制とするよう、不祥事件対応事務取扱要領を令和7年9月に見直し済。 令和7年8月の理事会において、「不祥事件対応規程」を制定。 不祥事件の発覚を踏まえ、令和7年10月の理事会において「不祥事件対応規程」を改定し、不祥事件該当の判断においては、監査部の調査結果に加え、弁護士見解等を踏まえ不祥事件の判断を行う旨規定。（令和7年10月）
<ul style="list-style-type: none"> 余件調査について 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月公表10事案、令和7年9月公表1事案、令和7年11月公表1事案（合計12事案）について、調査が完了。最終事故金額等は次頁の通り。（令和8年3月） 不祥事件の対象となった先（116先）について、令和8年5月までにお詫び訪問を終了予定。 余件調査の実施にあたり、調査に必要な帳票が紛失しているケースや対象のお客さまの死亡により、調査に一定の制約が認められた取引先が133件存在したが、当該先については、残存する資料やデータによるできる限りの調査を実施。実施した調査の範囲内では、不祥事件は確認されていない。（令和8年3月）

⑥ 不祥事件及び不祥事件が疑われる事案発覚後の対応の抜本的な見直し（経営トップの独断による隠蔽を防止する態勢の構築を含む）（2）

不祥事件12事案事故先数・金額一覧表

（単位：円）

事故者	公表時			修正分（※1）		余件調査分（※2）		確定分		
	先数	事故金額	累計事故金額 （※3）	先数	事故金額	先数	事故金額	先数	事故金額	累計事故金額
事案①	6	248,000	248,000					6	248,000	248,000
事案②	13	662,000	662,000					13	662,000	662,000
事案③	7	2,636,000	2,636,000			5	119,001	12	2,755,001	2,755,001
事案④	6	17,015,467	95,233,048	0	38,859,139			6	55,874,606	95,233,048
事案⑤	4	5,445,190	5,445,190			4	80,000	8	5,525,190	5,525,190
事案⑥	11	352,000	352,000	0	119,000	14	501,000	25	972,000	972,000
事案⑦	1	477,650	477,650			2	2,000	3	479,650	479,650
事案⑧	8	3,210,000	6,873,629	0	2,013,629	3	193,400	11	5,417,029	7,067,029
事案⑨	20	544,000	544,000					20	544,000	544,000
事案⑩	1	5,850	5,850					1	5,850	5,850
9月公表分	1	0	0					1	0	0
11月公表分	7	14,407,000	27,445,750	1	0	2	37,000	10	14,444,000	27,482,750
合計	85	45,003,157	139,923,117	1	40,991,768	30	932,401	116	86,927,326	140,974,518

○ 12事案合計で、公表時より先数31先、事故金額41,924,169円、累計事故金額1,051,401円（修正分事案⑥119,000円＋余件調査分932,401円）増加。

※1 修正分の先数「0」の3先のうち、事案④、⑧は、当初公表時累計事故金額にはカウントしていたものの、事故金額に計上漏れのもの。事案⑥は、当初公表時事故金額及び累計事故金額に計上漏れのもの。先数「1」で事故金額「0」の1先は、事故金額、累計事故金額はカウントしていたものの、先数に計上漏れのもの。不祥事件を改めて精査した結果、計上漏れが判明（先数合計1先、事故金額合計40,991,768円）。

※2 12事案の余件調査において、新たに事故として認定したもの（30先、932,401円）。詳細は次項参照。

※3 累計事故金額とは、事故金額に加え、事故に伴う口座への入出金取引金額を加算したもの。

⑥ 不祥事件及び不祥事件が疑われる事案発覚後の対応の抜本的な見直し（経営トップの独断による隠蔽を防止する態勢の構築を含む）（3）

余件調査分の類型別内訳

（単位：円）

事故者	着服（※1）		立替（※2）		合計	
	先数	事故金額	先数	事故金額	先数	事故金額
事案①						
事案②						
事案③			5	119,001	5	119,001
事案④						
事案⑤	4	80,000			4	80,000
事案⑥			14	501,000	14	501,000
事案⑦			2	2,000	2	2,000
事案⑧	2	192,400	1	1,000	3	193,400
事案⑨						
事案⑩						
9月公表分						
11月公表分	2	37,000			2	37,000
合計	8	309,400	22	623,001	30	932,401

※1 着服先8先について、お客さまに新たに弁済を要する事案なし。

※2 事故者による立替のため、お客さまへの被害なし。

⑥ 不祥事件及び不祥事件が疑われる事案発覚後の対応の抜本的な見直し（経営トップの独断による隠蔽を防止する態勢の構築を含む）（４）

主な施策	これまでの取組み（主な進捗状況）
<p>・類似案件の調査について</p>	<p>○外部有識者による全職員を対象としたアンケートを令和7年8月に実施。</p> <p>○職員アンケート結果から、不祥事件が疑われる事案があったことから、調査を実施。（令和7年9月）</p> <p>○職員アンケートより発覚した不祥事件について、当局へ不祥事件等届出書を提出。（令和7年11月）</p> <p>○類似事案の調査において、職員へのヒアリングにより、元職員5名について不祥事件が疑われる証言あり。再度関係者へのヒアリングを実施したものの、不祥事件として疑われる事象について具体的な言及はなかったほか、いずれも平成25年以前の事案で帳票等の保存期限が到来・廃棄済のため、これらの事案について不祥事件の有無を認定することは困難であると判断し、調査を終了。（令和8年3月）</p>
<p>・個人情報の紛失について</p>	<p>○令和7年3月7日に公表した不祥事件の調査を進める中で個人情報を含む保存文書の紛失が判明。営業店において保存期限前に書類を廃棄した可能性が高く、外部へ流出した可能性は極めて低い。</p> <p>紛失資料が特定できた段階で公表予定。（令和8年3月）</p>
<p>・関係者への処分について</p>	<p>○令和7年3月公表の不祥事件については令和7年6月に懲戒委員会を開催し、継続勤務者へは降職降格又は減給処分、退職者へは退職金相当額について自主返納依頼通知を実施。</p> <p>○令和7年9月及び11月に公表した不祥事件については、令和8年3月に事故者・関係者の処分を実施。</p>